

## 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

### 神田山長生園 ショートステイ 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤田長生会（以下「事業者という。」）が開設する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所「神田山長生園ショートステイ」（以下「施設」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の援助、機能訓練及び療養上の援助を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 神田山長生園ショートステイ
- (2) 所在地 広島市東区牛田新町一丁目 18 番 1 号
- (3) 定 員 40 名

#### (施設の職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務 1名)  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 3名(非常勤専従 3名)  
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 3名(常勤兼務 3名)  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助

を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

- (4) 看護職員 6名（常勤専従 1名 常勤兼務 2名 非常勤兼務 3名）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (5) 介護職員 50名（常勤専従 34名 常勤兼務 5名 非常勤専従 11名）

介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の日常生活介助及び援助を行う。

- (6) 管理栄養士 1名（常勤専従 1名）

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤専従 1名）

機能訓練指導員は、入所者の残存機能保持のための訓練及び指導を行う。

- (8) 介護支援専門員 4名（常勤兼務 4名）

介護支援専門員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成を行う。

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第5条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の送迎

- (2) 利用の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

- (3) サービスは、次条に定める指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- ① 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応した、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- ⑥ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 栄養、利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成）

第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス計画の作

成を、生活相談員に行わせるものとする。

- 2 生活相談員は、他の従業員と協議のうえ、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定サービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者の負担割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費(多床室)：980円／日

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額を1日の居住費の上限とする。)

(2) 食費：1,690円／日

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額を1日の食費の上限とする。)

- (3) その他日常生活上の便宜に係る費用であって、利用者の負担とすることが社会通念上妥当と認められる費用については実費。

- 3 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、次条の通常の送迎実施地域を越えた距離について、路程1キロメートル当たり50円を実費として、通常の送迎料金に加算して徴収する

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(又は記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 サービスの送迎の事業の実施地域は、つぎの区域とする。

広島市中区：幟町、上幟町、橋本町、鉄砲町、八丁堀、上八丁堀、基町、本川町  
十日市町、西十日市町、広瀬町、広瀬北町、寺町、西白島町、東白島町  
白島北町、白島中町、白島九軒町

広島市東区：二葉の里、光町、若草町、愛宕町、東蟹屋町、曙、尾長西、尾長東  
尾長町、東山町、山根町、光が丘、牛田東、牛田南、牛田中、牛田旭、  
牛田本町、牛田新町、戸坂出江、牛田早稲田、戸坂大上、戸坂数甲、  
戸坂くるめ木、戸坂桜上町、戸坂桜西町、戸坂桜東町、戸坂城山町、  
戸坂新町、戸坂千足、戸坂惣田、戸坂町、戸坂中町、戸坂南、戸坂山根、  
戸坂山崎町、中山新町

広島市南区：大須賀町、上大須賀町、松原町、京橋町、的場、金屋町、稲荷町、

段原、段原南

広島市西区：中広町、横川町、横川新町、打越町、楠木町、三滝町、三滝本町、

山手町、竜王町、新庄町、三篠町、三篠北町、大宮、大芝

広島市安佐南区：長東西、長東、西山本、東山本、山本、祇園、南下安、北下安、

中須、古市、川内（1～5丁目）、中筋、東野、東原、西原

広島市安佐北区：口田南、口田（1丁目）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応）

第10条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第11条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（身体拘束に関する事項）

第12条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、利用者の家族等の同意を得た後、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録簿に記載する。

- (1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体拘束等廃止のための体制
- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録

（虐待防止に関する事項）

第13条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（金銭の管理に関する事項）

第14条 施設は、利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は、別に定める金銭管理規程に定めるところによる。

（記録の保存に関する事項）

第15条 施設は、次に掲げる記録のうち、法に規定する居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1)利用者等に提供するサービスに関する計画
- (2)利用者等に提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3)その他サービスの提供に関する記録

（その他運営に関する重要事項）

第16条 施設は、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、そのための業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人藤田長生会理事長と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成12年	8月	1日	従業者の員数及び利用定員の改訂
平成12年	10月	1日	従業者の員数及び利用定員の改訂
平成16年	4月	20日	従業者の員数及び利用定員の改訂
平成17年	10月	1日	従業者の員数及び利用料その他の費用の額の改訂
平成22年	2月	1日	従業者の員数の改訂
平成25年	4月	1日	従業員の員数の改訂及び身体拘束に関する事項・虐待防止に関する事項・金銭の管理に関する事項の追加改訂。
平成26年	1月	1日	従業者の員数及び送迎の実施地域の改訂
平成26年	4月	1日	従業者の員数の改訂
平成27年	4月	1日	従業者の員数及び協力医療機関の改訂
平成28年	4月	1日	施設の職員の種類、員数及び職務内容の改訂 利用料その他の費用の額の改訂
平成28年	9月	1日	従業者の員数の改訂
平成29年	4月	1日	従業者の員数の改訂
平成29年	5月	1日	従業者の員数の改訂
平成30年	4月	1日	従業者の員数の改訂
平成30年	10月	1日	従業者の員数の改訂
平成31年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 元年	10月	1日	従業者の員数の改訂、利用料その他の費用の額の改訂
令和 2年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 3年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 4年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 5年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 5年	10月	1日	従業者の員数の改訂、記録の保存に関する事項の追加改訂
令和 6年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 6年	8月	1日	利用料その他の費用の額の改訂
令和 7年	4月	1日	従業者の員数の改訂
令和 7年	8月	1日	従業者の員数の改訂